

いつまでも**健**やか**安**心
ささえあいの
介護保険

毎日いきいきと暮らして
できる限り自立した生活が送れるように
介護保険制度は「自立支援」を目的に
介護予防の取り組みを推進しています。



吉川市

もくじ

- 介護保険のしくみと加入者**

安心な暮らしのために地域で支え合うしくみです…………… 2
- 介護保険料**

40歳以上の方が保険料を納めます…………… 4
- 要介護認定の手続き**

サービスの利用は、まず申請から…………… 6
- 要介護1～5の方**

介護サービス（介護給付）

 - 利用の手順とケアプラン…………… 8
 - 居宅サービスの種類と費用…………… 10
 - 福祉用具貸与・販売、住宅改修…………… 14
 - 地域密着型サービス…………… 16
 - 施設サービスの種類と費用…………… 18
- 要支援1・2の方**

介護予防サービス（新予防給付）

 - 利用の手順と介護予防ケアプラン…………… 20
 - 介護予防サービスの種類と費用…………… 22
 - 福祉用具貸与・販売、住宅改修…………… 14
 - 地域密着型サービス…………… 16
- 非該当（自立）の方**

地域支援事業

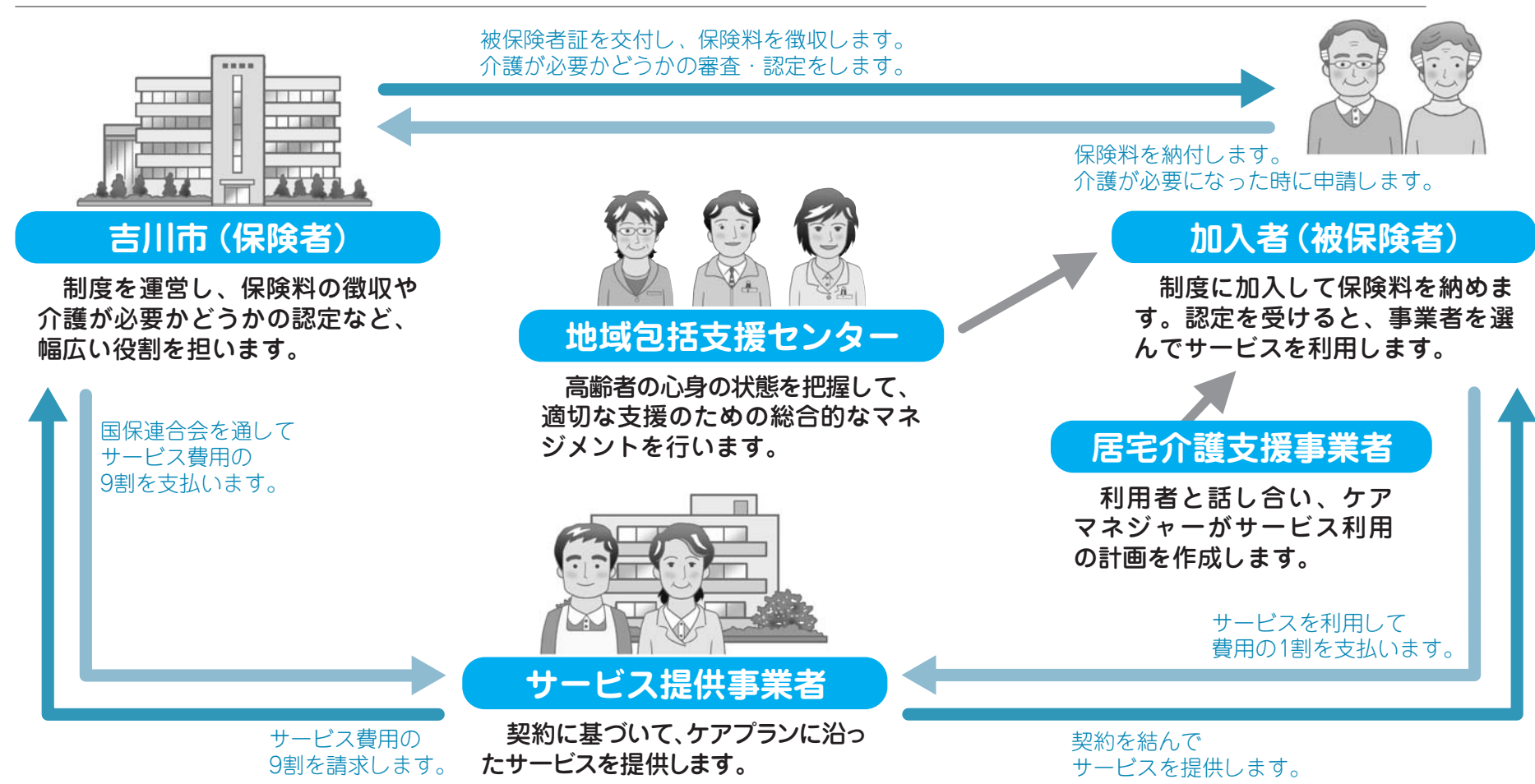
 - 吉川市の介護予防事業

要支援・要介護になることを予防するサービス…………… 26

安心な暮らしのために 地域で支え合うしくみです

吉川市の介護保険は、吉川市
19年4月からは地域包括支援

が運営し、市内にお住まいの40歳以上の方が加入しています。平成
センターを設置し、高齢者の地域での暮らしを支援していきます。



「地域包括支援センター」

高齢者の生活を総合的に支援する、「地域包括支援センター」が設置されます。さまざまな相談に応じたり、介護保険や医療・福祉のサービスの総合的な連携を図ります。

高齢者や家族

相談

- 心身の衰え
- 介護の不安や悩み など

電話

来所

訪問

地域包括支援センター

主任ケアマネジャー

社会福祉士

保健師等

総合相談・支援や必要なサービスとの連携

包括的・継続的マネジメントの支援

介護予防のマネジメント

高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護

公正・中立の確保

適切なサービスにつなげる

- 地域支援事業
- 介護保険（予防）サービス
- 医療サービス
- 行政関連サービス
- 地域の支え合い活動

地域包括支援センター運営協議会 吉川市が設置します。被保険者や利用者の代表、事業者などが定期的に協議会で話し合い、適切な運営を行います。

65歳以上の方は

「第1号被保険者」

介護保険のサービスを利用できるのは…

- 介護や支援が必要であると認定を受けた方

詳しくは6～7ページへ

介護保険の被保険者証

- 65歳になる月に交付されます。
- 保険証が必要なときは？
 - ・ 要介護認定の申請をするとき
 - ・ 介護保険のサービスを利用するとき

40～64歳の方は

「第2号被保険者」

介護保険のサービスを利用できるのは…

- 対象となる病気（特定疾病）が原因で認定を受けた方
- ※ 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

特定疾病は次の16種類です

● 筋萎縮性側索硬化症	● 脊髄小脳変性症
● 後縦靭帯骨化症	● 脊柱管狭窄症
● 骨折を伴う骨粗しょう症	● 早老症
● 多系統萎縮症	● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
● 初老期における認知症	● 慢性閉塞性肺疾患
● 脳血管疾患	● 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症
● パーキンソン病関連疾患	● がん末期
● 閉塞性動脈硬化症	
● 関節リウマチ	